

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方を、早期に雇い入れた事業主に対して助成します。さらに、より高い賃金（雇い入れ前賃金比5%以上）で雇い入れた事業主には加算して助成します。

- 「再就職援助計画」

事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合、事業主は、労働者に対する「再就職援助計画」を作成し、ハローワークの認定を受ける必要があります。
- 「再就職援助計画対象労働者」

再就職援助計画の対象となった方のことを指し、証明書をお持ちです。

助成金の対象

労働者

貴社に雇い入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者」であった方
再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、
採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

- 事業主
- ① 「再就職援助計画対象労働者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主

② 当該労働者を、雇い入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主



再就職援助計画
対象労働者証明書

助成額（対象労働者1人あたり）
早期雇入れ助成

令和5年3月31日で廃止になりますので、
令和5年4月1日以降の雇入れは対象となりません。
ご注意ください。

※ 令和5年度予算の成立及び厚生労働省令の改正が前提のため、
今後、変更される可能性があることにご注意ください。

通常	優遇助成※1
30万円	40万円
新型コロナウイルス感染症の影響により離職した異業種の45歳以上の方を雇い入れた場合は+40万円	
賃金上昇（雇い入れ前賃金比5%以上）加算 + 20万円※2	

人材育成支援 早期雇入れ助成の対象者に対して、雇い入れ日から6か月以内に訓練を開始した場合に助成

		通常	優遇助成※1
OFF-JT	賃金助成	900円/時	1,000円/時（1,100円/時※3）
	訓練経費助成（実費相当額）	実費相当額（上限30万円）	上限40万円（上限50万円※3）
OJT	訓練実施助成	800円/時	900円/時（1,000円/時※3）

※1 優遇助成は、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」として記載された方を雇い入れた場合に適用されます。

※2 賃金上昇加算は、令和4年12月2日以降に提出された再就職援助計画の対象労働者で、雇い入れ前の賃金から雇い入れ後6か月間の各月の賃金を5%以上上昇させた場合に適用されます。

※3 優遇助成に該当する場合であって、かつ、賃金上昇加算に該当する場合に適用されます。

